

京都大学野生動物研究センター（仮称）設置準備委員会要項

第1 京都大学に、野生動物研究センター（仮称）設置準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 委員会は、野生動物研究センター（仮称）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの長の候補者の選考に関する事。
- (2) センターの教員の人事に関する事。
- (3) センターの予算に関する事。
- (4) センターの施設及び設備に関する事。
- (5) その他センターの設置に関し必要な事。

第3 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 企画担当理事
- (2) 関係部局の長
- (3) 学外の関係者 若干名
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号から第4号までの委員は、総長が委嘱する。

第4 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

第5 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

第6 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第7 委員会に関する事務は、霊長類研究所事務部において処理する。

第8 この要項に定めるもののほか、委員会の議事の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要項は、平成19年10月9日から実施する。